

① 件名
石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の適用期限の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 産業振興と雇用拡大の一環として、「地域再生法」及び「石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」の規定に基づき、当該地域において新設・増設した該当資産について、固定資産税の不均一課税を実施しているが、関係省令の一部改正により適用期限が2年間延長された。</p> <p>【目的】 関係省令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成17年法律第24号） 地域再生法第17条の6の地方公共団体等で定める省令（平成27年総務省令第73号） 地域再生法第17条の6の地方公共団体等で定める省令の一部を改正する省令（平成30年省令第16号） 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年条例第3号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成30年3月30日 地域再生法第17条の6の地方公共団体等で定める省令の一部を改正する省令公布（平成30年4月1日施行）
⑤ 主な内容
地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税の適用期限を2年間延長するもの。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 ・税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。 ・地方活力向上地域内において、企業立地や設備投資の推進が図られる。</p> <p>【財源措置】 ・不均一課税による減収額の75%が基準財政収入額から控除され、普通地方交付税として補填される。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係省令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正を予定している。
⑧ 今後の予定及び施行年月日
平成30年3月31日付で石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について一部改正の専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。
⑨ その他